

特集 新進会員活動委員会



ご挨拶にかえて

新進会員活動委員会 2006年度委員長 西浄 聖子
2007年度委員長 杉村亜紀子

■新進会員活動委員会とは？

「新進会員活動委員会」は、新進会員による会務活動の調査、研究及び提言等を行なうことを目的として、2006年4月に誕生しました。会則によれば、「新進会員」とは、弁護士登録後5年以内の会員をいい、その職務は、新進会員による①会務活動の方策の提言及び実行②新入会員歓迎会及び新進会員と理事者との懇談会等の企画及び実施、並びに③その他委員会が必要と認めた事項と定められています。

当委員会が誕生した背景には、未だかつてない法曹人口の急激な増加、特に若手会員数の増加があります。この急激な環境の変化の中で、今後も弁護士会が求心力を保ち、弁護士自治を維持していくためには、まず未来を担う多くの若手会員が結束を強めると共に、会務についての理解を深めることが必要です。そして、若手会員が、弁護士会の運営についても積極的に意見を述べ、理事者や先輩弁護士と意見交換しながら共に参加・活動していくことにより、既存の制度を柔軟に改善したり新制度を創り出していくこ

とが可能となるのです。

当委員会は、定員を50名とし、現在は41名の委員で構成されています。毎月1度の委員会には、毎回50パーセント前後の委員が出席し、様々なテーマについて、誰もが自由に意見を述べ、熱心に議論し、活動しています。

■本特集内容の概観

本特集では、当委員会の昨年度の活動報告を行なうと共に、当委員会が実施した「就職・転職問題に関するアンケート・ヒアリング」の結果についての分析・報告を行います。弁護士大增員時代を迎える今、若手会員の最大関心事が「就職・転職問題」であることは疑いようもない事実ですから、同アンケートについては本年度以降も実施していく予定です。

本稿でご紹介する当委員会の活動が、今後の当会の運営に役立てばこれほどうれしいことはありません。そして、当委員会に少しでも興味をもたれた新進会員のみなさんが、当委員会にお越しくくださることを心よりお待ちしております。

活動行事報告

*** 新入会員歓迎会

当会として新入会員を歓迎すると共に、新入会員に当会の委員会や各種団体を知ってもらうことを目的として、2006年11月1日午後6時30分より、弁護士会館クレオにて開催された。新入会員131名（受付署名者数）、委員会紹介ブースは29ブース52名（受付署名者数）、司会進行、運営側として当委員会委員多数が参加した。催しの主な内容は委員会等の紹介とクイズ大会であり、立食形式で行なった。

委員会紹介は、各ブースに30秒で簡単に紹介を行ってもらい、その後、新入会員が各ブースを回り、説明や勧誘を受けるという方法で行ない、クイズは、東京弁護士会にちなんだ〇×クイズを行なった。新入会員にとっては弁護士登録から、約1ヶ月が経過したところであり、同期の仲間と久しぶりに顔を合わせるよい機会になったようである。

本年度は、委員会の登録希望を提出できるように手続面を改善すると共に、現行60期と新60期の各々を歓迎すべく、同様の歓迎会を2回実施する予定である。

*** 若手と理事者が語る会

若手の意見を理事者に伝え議論すると共に、その意見を今後の弁護士会運営に役立てていく目的で、2006年11月15日、理事者6名、若手27名が出席の上、実施された。

特に、若手は、今後の弁護士人口増大に伴う就職難や収入の低下に対し、強く危機感を持っていることを理事者に伝えると共に、業務改革、会館問題、会費問題等多岐にわたり意見交換がなされた。理事者と若手とは20期以上の期の隔りがあるため、認識に相違がある点も見られたが、それ故に、今後もこのように率直な意見交換がなされる機会を設けることは、非常に有意義と思われる。今後も、かかる会を通じ、より広く現状を把握認識すると共に議論を深め、会の運営に役立てていきたい。また、本年度は、さらに若手の参加者を増やし、若手の生の声や悩み等の現状をより多く理事者に伝えていきたい。

*** 「若手相談室」の設置

若手会員の大量増加時代を踏まえ、東京弁護士会内の「若手弁護士による若手弁護士のための相談機関」として、当委員会が主体となって、2006年11月に設置した。

周知が足りず、未だ相談はないため、今後は、相談窓口の周知に努めていきたい。

なお、相談方法は、後掲のとおりである。

*** 「弁護士就職問題」等に関する緊急アンケートの実施

54期以降の東京弁護士会会員を対象とした「弁護士就職問題」等に関する緊急アンケートを実施した。また、現行60期及び新60期についても、可能な限りでアンケートを実施し、併せてヒアリングを行なった。

各アンケート結果の分析結果については、後掲する。この問題が、現在の若手の最大関心事であることは間違いのないため、本アンケートについては本年度以降も継続して行ない、現状の把握・分析に努めていきたい。

*** 本年度の課題

当委員会の主催する行事は、単に若手会員相互の懇親を深めるだけではなく、若手会員の会務参加の促進、若手会員の現状、問題意識の把握、さらに若手の意見を弁護士会にフィードバックすることを目的とする。そのため、本年度は、さらに活動の場を広げ、多摩支部との交流会、第一東京弁護士会及び第二東京弁護士会との交流会を実現したい。

また、従来の弁護士とは異なる試験制度、研修制度を経た新60期との壁を作らないためにも、新60期との交流、新60期の会務参加をより図りたい。さらに、他の士業との交流会により、弁護士業界に対する外部からの評価や各士業における若手の現状等、今後の弁護士及び弁護士会のあり方についての情報収集にも努めていきたい。

若手相談室

「若手相談室」とは？

「若手相談室」は、東京弁護士会内の、若手弁護士による、若手弁護士のための、相談機関である。ここでいう「若手弁護士」とは、弁護士登録5年以内の会員を指す。

「若手相談室」は、2006年11月に、東京弁護士会の新進会員活動委員会が主体となって、新たに設置された。これまでも、東京弁護士会には、弁護士による弁護士のための相談窓口として、「会員サポート窓口」があった。しかし、同窓口は、理事者クラスの経験豊富な会員が相談員をしており、若手会員には気軽に相談をしにくいという側面があったことも否めない。そこで、若手会員の大量増加時代を踏まえて、若手会員が若手会員の相談の受け皿をつくることになった。

どのような相談を対象とするか？

「若手相談室」では、事務所内の人間関係のトラブル、経済的な悩みなど弁護士業務に関連して生じる様々な悩みごとを相談の対象としている。ただし、個別案件の処理や具体的な就職先の斡旋など、相談室の性質上、対応できないケースもある。

相談内容は、若手弁護士が、普段、同期や近い期の友人と飲みに行き、話しているような内容でよい。その相談の輪をもう少し広げてみることで、視点が変わることもあると思われる。

例えば、自分が事務所でやっていることは特別なことではないかと悩む若手弁護士は多い。経営弁護士や事務員との人間関係、一般的な事件の進め方、待遇の問題など、若手の悩みは多岐にわたるが、他の事務所の若手弁護士の様子を知ること、安心したり、事務所を変えることを決意したりすることがあると思われる。誰にも相談できず、孤立していくことを防ぎたい。

また、女性弁護士が出産をするときに、事務所との関係（産休・育休など）や業務の行ない方をどのようにするかについて悩むことも多い。そのような場合、同じような悩みを直面したことがある他の事務所の若手弁護士に相談をすることができれば、有意義だと思われる。このような相談の場合、相談者の希望により、

女性弁護士が相談員として担当をする。また、必要に応じて、アンケートにより他の若手女性弁護士の意識調査をすることなども考えられる。

相談のシステム

1. まずは、メールで相談をする。

【アドレス】 wakatesoudan@toben.or.jp

【記載事項】 ●氏名、期
●ご相談の内容
●ご希望の連絡先
●相談員に関して特に要望する事項
(ex.セクハラ事件のため女性相談員がよい。
同じ会派の相談員は避けて欲しい。)



2. 新進会員活動委員会委員長がメールを拝見し、相談担当者2名を決め、担当者にメールを転送する。



3. 相談担当者から、相談者に対して、連絡をする。
(面談での相談が原則となる。面談の日時・場所は、相談者と相談担当者が調整して決める。)

秘密の保持

個人を特定しうる情報に接するのは、新進会員活動委員会の正副委員長、相談担当者(2名)のみとし、秘密の保持を徹底することとしている。

「若手相談室」の意義

若手弁護士の悩みごとの中には、制度的に解決される必要のある問題もある。修習期間が短縮され、弁護士大増員時代を迎える中で、若手弁護士は、従来は問題とならなかったような問題に直面することも予想される。個別の相談自体は秘密保持を厳守してなされるが、相談データ(匿名性を保持する)の集積の結果、新進会員活動委員会が若手弁護士の抱える問題点を整理し、弁護士会内における政策提言に活かしていくことも考えられる。

若手の抱える問題点を会務に反映するためにも、ぜひ、勇気をもって、ご相談を！

東京弁護士会における就職問題

「就職問題に関する若手会員へのアンケート」からの提言

当委員会では、法曹人口増加の中での修習生の就職活動の実態と、修習生が性急な就職活動をする結果として生じるミスマッチ等による事務所移籍などについての状況を把握するため、以下のアンケート・ヒアリングを実施した。

54期以下の若手会員を対象とした「『弁護士就職問題』等に関する緊急アンケート」	(有効回答数) 225通
東京修習60期修習生に対する「『弁護士就職問題』等に関する緊急アンケート」	(有効回答数) 現行修習48通 新修習 68通
東京修習60期修習生からのヒアリング	現行修習 8名 新修習 17名

アンケート・ヒアリング結果の分析・報告の要旨は後記のとおりであるが、これらアンケート等の結果を踏まえて、当委員会としては、若手からの提言として、以下のような問題提起をするものである。

① 弁護士会 HP 内「修習生・弁護士求人情報」ページなどの改善の検討

アンケート等の結果によれば、55期位までは口コミによる就職事務所選びが比較的多かったが、現在は「弁護士会 HP」や「各事務所 HP」または「就職説明会」などの情報に基づいた事務所選びが主流となっている。

しかし、利用する修習生などからは、「HP 上に新規採用募集が掲載されている事務所にメールで連絡しても、すでに採用終了していると断られることがよくあり、そのため本当に募集しているかどうか分からないまま何箇所もの事務所にメールを送らなくてはならないなどの不便がある」「事務所側がどのような人材を求めているかが分かりにくい」などの指摘がなされている。

弁護士会 HP からの削除は各事務所の裁量によると

ころも大きく、また、一般にも公開されている HP 上への掲載事項にはおのずと制約もある。ただ、今後、募集事務所に採用が決まった場合は速やかに募集掲載を削除するよう弁護士会から求めたり、最新の情報・動向については即時に分かるようにすること、さらには事務所側が求める人材についてより分かりやすく比較しやすい HP 掲載項目の見直しを行なうことなどは可能と思われ、弁護士会に改善の検討を求めている。

② 東京三会就職合同説明会の運営の改善の検討

「就職説明会」の利用に当たっても、特に60期の修習生からは、「実施を数回に分けてできるだけ多くの事務所の説明を聞けるようにしてほしい」「事務所案内のパンフレットは事前にもらって検討する時間の猶予が欲しい」などの意見が多く出されている。

弁護士会側に実情を聞くと、これまでも弁護士会において運営を適宜工夫しているとのことであるが、説明会に参加する事務所の確保やパンフレット作成の期限などの問題もあり、また参加する修習生も多くなっていることから、それらの要望に俄かに応えることは難しいとのことである。

しかし、法曹人口増大が今後も続く中において、修習生側の就職説明会に対する要望は切実であり、当委員会としては、前述の修習生側の要望に少しでも応えられるような就職説明会の運営の改善の検討を、これからも弁護士会側に求めたい。

③ 全国的な情報の集約の検討

アンケート等の結果では、東京へ就職する者が集中する大きな理由の1つとして、「様々な種類の仕事があると考えたから」が挙げられている。しかしこれは、修習生側が、東京以外の単位会における弁護士の実情について十分に認識していないから、とも考えられる。

そこで、東京以外の単位会の情報についても、各単

位会と連携し、一元的に集約し提供できる体制をつくることはできないであろうか。例えば、各単位会が東京においてもそれぞれ就職説明会を行なうよう呼びかける等、修習生の利便も考えた対応が考えられる。全国各地の実情が異なることから、非常に困難ではあると思われるが、まずは東京弁護士会が率先して全国の単位会の就職情報の提供につとめ、最終的には日弁連全体において、情報を一元化されることが望ましい。

④登録後の事務所移籍についての積極的な対応の検討

すでに登録間もないうちに独立開業している者も少なからず存在している。また、登録後すぐに事務所移籍希望を持ったが実現出来ない者も少なからず存在し、今後増加していくことも十分予測できる。他方で、若手の多くが、企業や官庁へいきなり就職することに抵抗があり、弁護士事務所での勤務を希望している。

新規登録に際しての就職も困難になる中、さらに登録後の事務所移籍問題への対処については極めて困難な状態にある。ただ、弁護士会としては、弁護士の質を確保するとの観点から、登録後の会員の事務所移籍問題等に対応するための組織体制を構築し、今後は弁護士会による受け入れ事務所の組織的な掘り起こしなどの積極的な対応も、早い段階で検討するべきであろう。

⑤就職問題対応のための会内組織の一元化の検討

現在、東京弁護士会においては、「就職説明会」は司法調査課、「修習生・弁護士求人情報（東弁HP）」は秘書広報課などと就職関係の担当部署が分かれている。しかし、上記の通りに問題は多岐にわたる一方で、個々に対応していたのでは大量の修習生等への問題に対応しきれない。また、修習生や移籍希望の若手会員など利用する側のアクセスの観点からも1つの窓口によって全ての情報を得られた方が効率的であるし、対応する協会としても利便は大きいのではないだろうか。そこで、この担当部署を一元化し、採用予定事務所情報を弁護士会において可能な限り一括把握して、修習生・会員のニーズにあった方法を柔軟に検討し、迅速に対応する組織体制を検討できないだろうか。

* * *

修習生が事務所に就職できないあるいは登録後早期に独立してしまうということは、実務を通じた訓練を受ける機会を十分得られない会員が増加することを意味し、ひいては弁護士の質の低下に繋がることも懸念される。そこで、まずは、増加する若手会員の実情を踏まえ、緻密な調査を行ない、適切な対策を講じることが、今、まさに弁護士会に求められている。

アンケート・ヒアリング結果の分析・報告

『「弁護士就職問題」等に関する緊急アンケート』結果分析報告（要旨）

(1) はじめに

分析の結果、次の傾向が見られる。

- ①就職に厳しさを感じる者が年々増加している。増加する修習生に対して、受け容れるべき事務所等が十分でないと感じる者が増加している。
- ②早期から就職活動を開始しているケースが増加している。他方、事務所が決まらずに活動が長引いてしまう修習生も増加しつつあるなど、二極化傾向も見られる。
- ③「口コミ」情報よりも、「弁護士会HP」や「就職説明会」な

ど、弁護士会を通じた就職情報の利用者が増加している。

- ④登録間もないうちに独立開業している者も少なからず存在し、この中に就職問題等の事情からやむを得ず独立開業等をしている者も含まれていることが推測される。
- ⑤東京に集中しているのは、「様々な仕事をしたい」など自己研鑽の機会を求める理由が大きい。また、生活基盤等の制約などから、容易に東京を離れられない者も多い。
- ⑥若手会員の多くは、自己研鑽の機会を望んでいる。弁護士会に対しては、充実した研修体制を期待している。
- ⑦若手会員の多くは、“法曹人口増大”を迎えて将来に対して漠然とした不安感を持っているものの、弁護士の職業自体については、やりがいを持っている。

以下、結果データの一部を示す（なお、データ全てについては別途まとめる予定である）。

図1 就職困難の実感(期別)

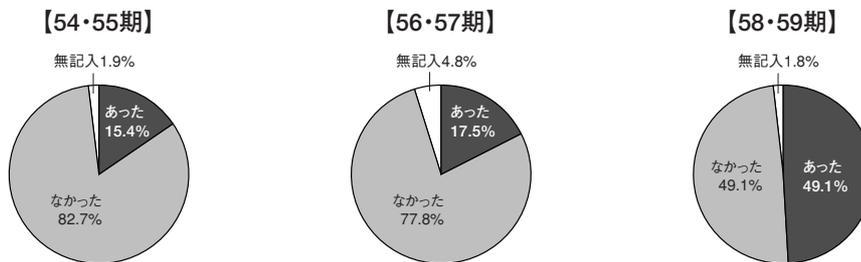


図2 就職困難の実感(男女別)

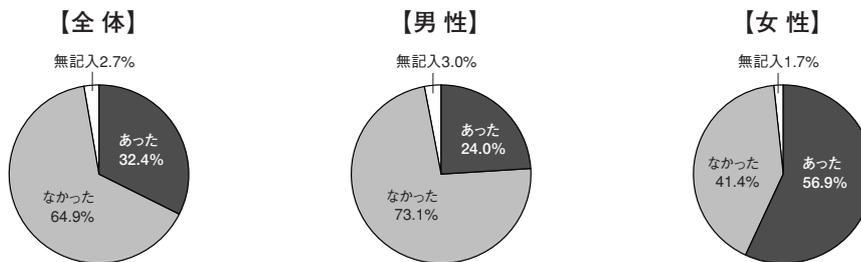
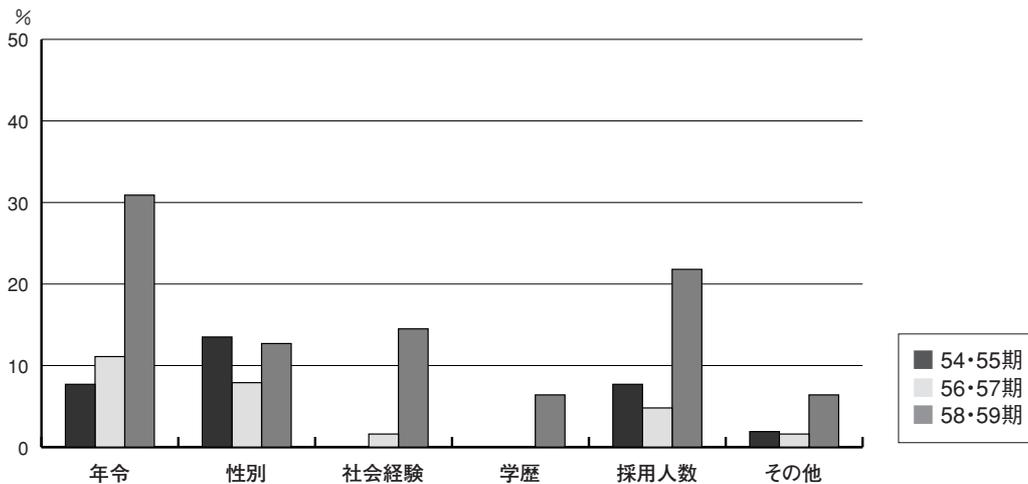


図3 就職困難の理由(複数回答可・有効回答の内訳)



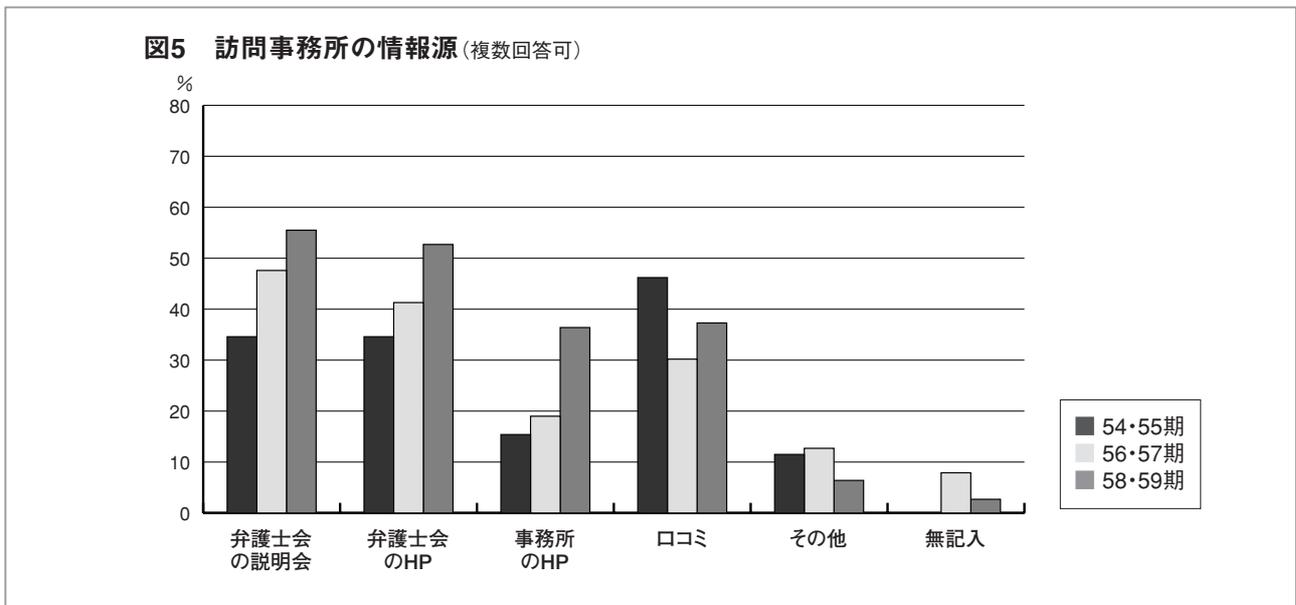
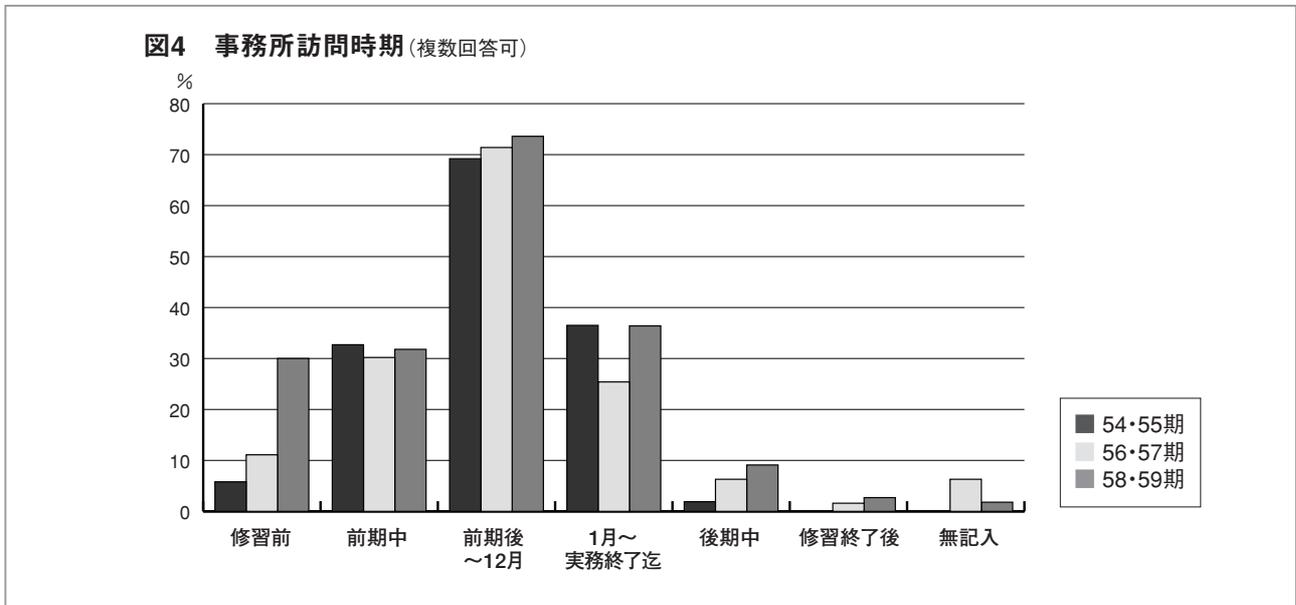
(2) “就職困難”の実感の増大とその原因

司法試験合格者が1200名程度に増員された2002年以降(2004年以降は1500名程度まで増員)に修習した57期・58期・59期では、修習生の就職に厳しさを感じる者が増加している(図1)。また、男性より女性の方が“就職困難”であると感じている者が多い(図2)。“就職困難”を感じた理由については、全般的に「年齢」による点に原因を求める者が多い他、58期・59期については「採用人数・採用事務所が少ない」ことに原因を求める者が増えている(図3)。

(3) 事務所訪問の時期・「内定」時期から見る変化

事務所訪問の時期は、58期・59期では修習開始前に行なう者も増加していると共に、後期修習に入った遅い時期まで活動する者も増加している(図4)。

「内定」(本アンケートでは、「修習終了後の事務所所属の合意が出来たこと」と定義した)がなされた時期についても、特に56期から59期において、後期修習開始後あるいは修習終了後に事務所が決まるケースが発生しつつある(54期・55期では後期修習中5.8%・修習終了後は回答なしで



あるが、56期・57期ではそれぞれ4.8%・6.3%、58期・59期ではそれぞれ6.4%・3.6%。

(4) 修習生はどこから訪問事務所情報を得ているか

54期・55期までは、「口コミ」が比較的多かったが、56期から59期では「弁護士会主催の就職説明会」や「弁護士会HP」が比較的多くなってきている(図5)。

(5) 事務所移籍について

54期・55期になると事務所移籍を考える者が増加し、また実際に移籍した者も56期から59期までの期に比べて多い(図6)。登録3年目までに移籍した者は15%程度である。移籍理由としては、①事務所内の人間関係に関するものと、②事務所体制の変化(閉鎖・合併など)に関するものが目

立って多い。

(6) 独立開業について

現事務所のパートナーへ移行する志向の強い者が多くなっている。それに加え、58期・59期の中で「独立開業する」と回答する者のうちの一定数は、「既に独立開業している」会員であることが、54期から56期までの期と異なって特徴的である。

(7) 東京以外の弁護士会への登録(「就職」)

東京で新規弁護士登録をした理由として最も多いものは「様々な種類の仕事があると考えたから」である。これと「東京出身だから」と「個人的事情により東京に就職せざるを得ないから」との回答を含めると全回答の90%以上を占

図6 事務所移籍の経験

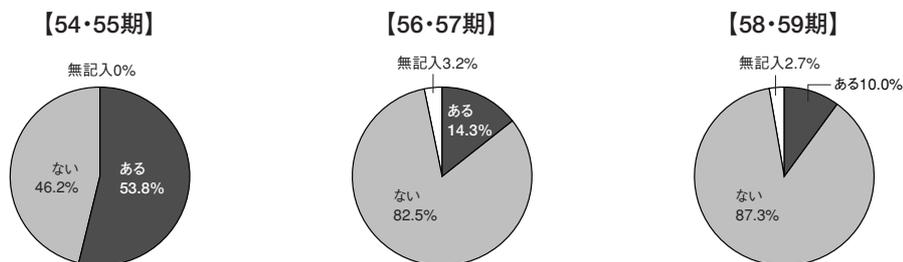
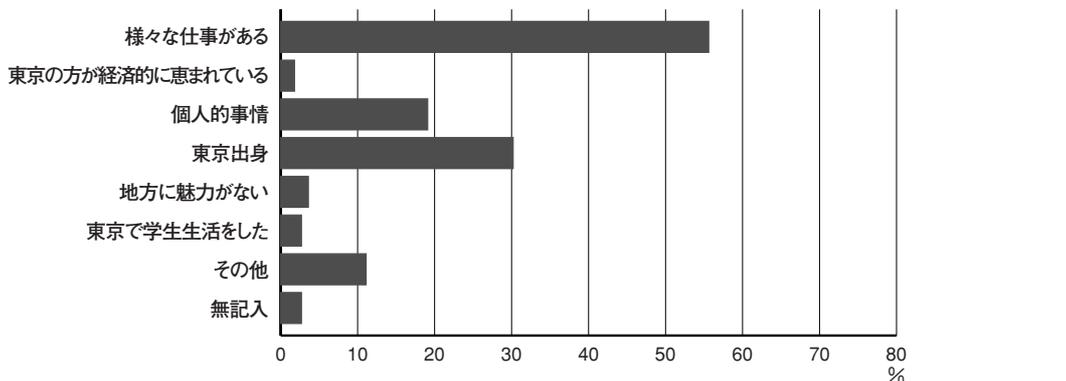


図7 東京で就職（登録）した理由（回答は2つまで）



める（図7）。

また、登録後に東京都内以外の弁護士会への移籍を考えたことがある者は23.6%いるが、その理由のほとんどは「個人的事情」（52.8%）「過疎地域で役立ちたい」（35.8%）であり、「経済的不安」を挙げる者は少ない（18.9%）。

(8) 組織内弁護士への転身

組織内弁護士への転身を考えてことがある者は24.9%いる。転身を考えていない者では「組織内弁護士は不自由である」などの理由を記載した者が目立っている。

(9) これから求められる諸対策について

「より高度な弁護士の専門教育・研修」を求める者が最も多く（31.1%）、続いて「弁護士紹介制度」（23.1%）、「弁護士・弁護士業務に対する世間へのPR」（11.6%）と続く。「弁護士紹介制度」（2007年4月から当会において実施）については、登録を希望している者が59.1%おり、若手会員からも期待されている。

選択肢にはなかったものの、その他の対策として、「法曹人口増員反対」をあえて記載する者も5%程いる。

(10) 若手会員の将来への意識・弁護士としての意識

将来について、「明るい」と考える者は11.1%に過ぎず、「暗い」（38.2%）「わからない」（49.8%）との回答が圧倒している。

しかしながら、「あなたは弁護士になって良かったですか」との質問に対しては、「良かった」との回答が68.4%を占める。

上記質問に対しては、選択理由の記述式回答を求めたところ、将来については、「将来については各自の努力次第である」旨の回答も比較的多くある他、「先が見えない」「人数が増えることに対して不安がある」「過当競争になる」「急激に増員しすぎている」「弁護士増加に伴い収入が減るなどのマイナス要因がある」「仕事が減りそう」など“法曹人口増大による不安”を訴えた記載がかなりの数にのぼっている。

他方、弁護士の仕事については、「仕事が充実している」「誇りを持っている」「苦勞も多いいけど楽しい」「人の役に立てるのだから、これほどやりがいのある仕事はない」「様々な分野の事件、人に触れ合える」「金もうけするために弁護士になったわけではない」「自由である」などの記載が相当数あった。

現行 60 期への ヒアリング結果報告

2007年4月4日実施
ヒアリング対象者：計8名(男性5名,女性3名)

- [1] 就職が厳しいと感じる者が多い。年齢が若いと有利であるが、30歳代の者は不利である。受け入れ事務所が少ない。
- [2] 修習開始(4月)後、実務修習中の7月から8月に事務所決定する者が多い。採用予定事務所としても年内(12月)までに決める予定の事務所が多い。
- [3] 就職情報は、各事務所のHP情報、弁護士会HP上の修習生・弁護士採用情報及び東京三合同就職説明会での情報がほとんどである。口コミ情報は周囲でも余り聞かない。
弁護士会HP上の修習生・弁護士採用情報については、より多くの事務所情報の提供をして欲しい、東弁のHPの情報は他会に比べると更新が遅いために採用終了

事務所もそのまま掲載されているなどの意見が出された。東京三合同就職説明会については、時間が決められているため十分に事務所について理解できないまま終わってしまう、もっと事務所内の弁護士の人物を見る機会が欲しい、もっと早いうちに詳細な紹介冊子を配布して欲しい、など実施方法を工夫すべきとの意見が多く出た。

- [4] 企業への就職については、福利厚生面から女性にニーズはあるのではないかと意見もあったが、弁護士としてのスキルを身につける前に企業に入ることに抵抗がある者が多い。
- [5] 東京へ集中する理由としては、企業法務をはじめとして様々な仕事があるからとする者がほとんどである。また、地方は就職活動のスタートが遅いため、東京で早く決める傾向もあるとの意見も出た。
- [6] HP情報は、各事務所・弁護士会ごとにフォーマットも違うため比較できない、情報を一元化して欲しいとの意見も多く出された。
- [7] 東京での就職活動の場合、利便の点から東京修習の者が圧倒的に有利との意見もあった。

新 60 期への ヒアリング結果報告

2007年4月5日実施
ヒアリング対象者：計17名(男性13名,女性4名)

- [1] 就職が厳しいと感じる者が多い。現行60期に比べて、決定していない者も多い。
- [2] 大手事務所を中心に、新司法試験やロースクールでの成績を要求する事務所も相当数ある。
- [3] 大手事務所などでは、新司法試験合格発表前に当該事

務所においてアルバイトをしていた者が有利となっている。他士業の資格を持つ者も有利である。

- [4] 東京三合同説明会に出席した事務所でも採用するか分からない、旧司法試験の人しか採用しないなどの事務所もあり不満を持った。
- [5] 各事務所HP・弁護士会HPが情報収集手段である。しかし、弁護士会HPは情報更新が遅い。また、弁護士会HPに掲載される事務所は、応募者も多く競争率が高い。
- [6] 弁護士の事務所就職窓口を統一して欲しいとの意見もある。

現行・新 60 期への アンケート結果要旨

- [1] 現時点での全体の傾向は59期までとほぼ変わってい

- [2] 就職が厳しいとの実感は、更に増加している(厳しいとの回答：現行85.4%・新88.2%)
- [3] 内定を得ていない者も比較的多い(得ていない者：現行16.7%・新29.4%)
- [4] 就職活動に関しては「情報不足」を感じている(「情報不足」との回答：現行49%・新59.8%)

情報源, (ホ) 事務所変更 (移籍) した理由, (ヘ) 東京では変更 (移籍) は厳しいとの実感はあったか, (ト) 採用条件 (移籍前との差異も), (チ) 変更 (移籍) した事務所で満足しているかについて, 該当する項目の番号に○をつける, 又は, ご記入下さい ((イ) (ロ) (ハ) は数字を記入, (ニ) (ホ) の○は複数可, (ヘ) (ト) (チ) は○は一つあるいは記入)。

(イ) 時期 弁護士登録後 _____ 年目

(ロ) 訪問事務所数 _____ 事務所

(ハ) 「就職活動」期間 約 _____ カ月

(ニ) 利用した情報源

- ① 弁護士会 HP ② 各事務所 HP
- ③ 弁護士間での口コミ・紹介
- ④ その他 (具体的に: _____)

(ホ) 理由

- ① 事務所内での人間関係 (具体的に: _____)
- ② 待遇面での不満 (具体的に: _____)
- ③ 業務内容への不満 (具体的に: _____)
- ④ 他の事務所からの誘い (具体的に: _____)
- ⑤ その他 (具体的に: _____)

(ヘ) 厳しいという実感

(どちらの回答でも理由をお書きください)

- ① あった ② なかった
- 理由 (_____)

(ト) 採用条件 (固定給 or 歩合給, 年額, 自己事件の可否, 経費割合, 雇用期間, 勤務時間等, 変更 (移籍) 前との違いも含めて具体的に記載してください。)

(記入欄: _____)

(チ) 移籍事務所で満足しているか

(どちらの回答でも理由をお書きください)

- ① はい ② いいえ
- 理由 (_____)

問 15. あなたは東京弁護士会から東京都内以外の地方の弁護士会への移籍を考えたことはありますか (○は一つ)。

- ① ある (→問 16. 以下へ進む)
- ② ない (→問 17. へとぶ)

問 16. (問 15 で①に○をした方のみに対して) あなたが, (イ) 東京都内以外の地方の弁護士会への移籍を考えた理由, (ロ) 「就職」情報はどこから得ているかについて, 該当する項目の番号に○をつけてください (○は複数可, 理由も記入)。

(イ) 理由

- ① 経済的理由 (具体的に: _____)
- ② 個人的な事情 (具体的に: _____)
- ③ 業務内容面 (具体的に: _____)
- ④ 過疎地域などで役に立ちたいと考えたから
- ⑤ その他 (具体的に: _____)

(ロ) 情報

- ① 大学等の先輩後輩 ② 修習同期の弁護士
- ③ 弁護士以外の友人 ④ 家族・親類
- ⑤ 各種 HP ⑥ その他 (具体的に: _____)

問 17. あなたは東京都内での独立開業を考えていますか (○は一つ, どちらの回答でも理由を記入)。

- ① いる (→問 18. 以下へ進む)
- ② いない (→問 19. へとぶ)

理由 (具体的に: _____)

問 18. (問 17 で①に○をした方のみに対して) あなたは (イ) 独立開業を今からおおむね何年後と考えているか, (ロ) どのような形態での独立開業を考えているか, (ハ) 独立開業にあたっての情報はどこから得ているかについて, 該当する項目の番号に○をつけ

てください (○は一つ)。

(イ) 何年後か

- ① 3 年後以内 ② 5 年後以内 ③ 10 年後以内
- ④ 20 年後以内 ⑤ 21 年後以上 ⑥ 未定

(ロ) (事務所) 形態

- ① 自分自身のみの個人事務所
- ② 同期などとの共同経営事務所
- ③ 共同経営弁護士を募集している事務所への参加
- ④ その他 (具体的に: _____)

(ハ) 情報源

- ① 同期の弁護士 ② 同事務所の先輩弁護士
- ③ 他の事務所の先輩弁護士 ④ 弁護士会 HP
- ⑤ 各事務所 HP ⑥ その他 (具体的に: _____)

問 19. あなたは組織 (企業・官公庁・公共団体など) 内の弁護士になる, あるいは, 将来なろうと考えたことはありますか (○は一つ, どちらの回答でも理由を記入)。

- ① ある ② ない
- 理由 (具体的に: _____)

[D. 弁護士会の業務対策・「就職問題」対策等について]

問 20. あなたは, 東京弁護士会内に, 「弁護士紹介制度」があるのをご存知ですか (○は一つ)。

- ① はい ② いいえ

問 21. 「弁護士紹介制度」は, 弁護士が, 専門分野について, 一定の研修を受け, 経験を積んだ後に, 専門分野の弁護士として弁護士会の名簿に登録し, 弁護士会は, 複数の弁護士を依頼者に直接紹介し, 依頼者がそのうちの一人を選択するという制度であり, 現在, 制度のリニューアルがなされています。あなたは, 同制度に登録したいと思いませんか (○は一つ, 理由は記入)。

- ① はい ② いいえ
- 理由 (具体的に: _____)

問 22. 弁護士会 (日弁連及び単位弁護士会を含む) が行う業務対策・「就職問題」対策のうち, あなたが特に必要とする, 又は, 期待する対策は次のうちどれですか (○は3つまで)。

- ① 弁護士紹介制度
- ② より高度な弁護士の専門教育・研修
- ③ 組織 (企業・官公庁・公共団体) 内での弁護士雇用についてのより積極的な働きかけ
- ④ 弁護士・弁護士業務に対する世間への PR
- ⑤ 広告の一層の自由化
- ⑥ 他士業 (税理士・司法書士・会計士) 等との提携についての弁護士会からの働きかけ
- ⑦ 弁護士会内に就職・所属事務所変更等の情報を一元化させた部署等をつくること
- ⑧ 所属一人事務所の弁護士雇用についての働きかけの強化
- ⑨ その他 (具体的に: _____)

[E. 将来に対する意識等について]

問 23. あなたは弁護士の将来は明るいと考えますか, それとも暗いと考えますか (○は一つ)。

- ① 明るい ② 暗い ③ どちらでもない

問 24. あなたは弁護士になってよかったと思いませんか (○は一つ)。

- ① よかった ② わるかった ③ どちらでもない

問 25. あなたが問 23 及び問 24 のようにお答えになった理由をお書きください。

(以上)